

相模原市農業委員会第17回会議議事録

開 会 日 時 令和2年7月31日 午後1時45分

閉 会 日 時 令和2年7月31日 午後2時41分

開 催 場 所 市役所第1別館1階 開発室A 他

出 席 委 員 (印)

	西山和秀		市川忠孝		藤村達人
	八木拓美		小林康史		高橋三行
	關山富雄		齋藤憲一		天野明
	古木清		菱山喜章		加藤正博
	江藤昭利		八木健一		
	阿部健		金井睦		
	渋谷利雄		榎田和子		

出席委員 18名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

事務局 齊藤ますみ 鈴木和夫 伊藤和彦 松浦毅 濱端雄高 齊藤綾子

議事録署名人 議長

議席 18番

議席 6番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2	議案第 2 4 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
3	議案第 2 5 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
4	議案第 2 6 号	農用地利用集積計画の決定について
5	議案第 2 7 号	農用地利用集積計画の決定について
6	議案第 2 8 号	農用地利用集積計画の決定について
7	議案第 2 9 号	農用地利用配分計画の作成について
8	議案第 3 0 号	令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
9	報告第 1 9 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
1 0	報告第 2 0 号	農地所有適格法人の報告について
1 1	報告第 2 1 号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
1 2	報告第 2 2 号	非農地証明書の発行について
1 3	報告第 2 3 号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
1 4	報告第 2 4 号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため委員が一堂に参集することが困難であることから、We b 会議により議事の審議を行い合議体としての意思決定を行った。

議事の内容 次のとおり

議長（八木会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第17回総会を開催いたします。

初めに、出席委員の確認を事務局次長よりいたさせますので、よろしくお願いいたします。

事務局（鈴木次長）

（議席順に各委員の出席を確認）

議長（八木会長）

ただいまの出席委員は18名で定足数に達しております。

それでは、本日の総会の議事録署名委員につきましては、6番阿部健委員、18番天野明委員を御指名いたします。

日程1 会務報告

議長（八木会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

16番（藤村委員）

報告があります。相模原市有害鳥獣被害対策協議会総会が開かれました。これは国の補助金の受皿としての協議会です。費用の大半は津久井地区、GPSが猿を捕らえる基地局と、それから、いろいろな罠の購入等に予算がついています。今年も大体、似たようなものが計画されています。ただし、問題は、国から来た分と市の分を合わせているんですけど、国の補助金が昨年と比べて、200万くらい少なくなっています。そこだけは頭に入れておいてください。国がちょっと出し渋り始めたんですね。

以上です。

4番（古木委員）

今の報告について尋ねたいことがあるんですが、鳥獣被害の中で、カラスとかキジとかは対象になっていないんですか。

16番（藤村委員）

一応、整理しておきますけど、国の補助金が相模原市有害鳥獣被害対策協議会、それから、県から来た補助金を受皿にして現地でやるのが津久井地区鳥獣等被害対策協議会、こっちは地元で働く実務が結構多いんだけど、こっちの費用がずっと多いです、数千万円。それで、鳥獣による農業被害は農政課に言ってください。

4番（古木委員）

分かりました。

11番（齋藤委員）

津久井地区鳥獣等被害対策協議会の対象の鳥獣については、あくまでも猿、イノシシ、鹿、ヤマビル、この4つだけですので、それ以外のアライグマとかハクビシンとかは、藤村委員が先程説明した相模原市有害鳥獣被害対策協議会で対象になると思います。

以上です。

議長（八木会長）

ありがとうございました。皆さん、よろしいですか。

[はいの声]

議長（八木会長）

ほかにございませんか。

なければ、以上で会務報告を終わります。

日程2 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程2議案第24号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、説明させていただきます。1ページを御覧ください。まず、議案を朗読いたします。

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-1007から5-1013は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和2年7月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、津久井事務所管内の7件を説明いたします。2ページから5ページを御覧になってください。

初めに、收受番号5-1007は、譲渡人が所有する緑区鳥屋の農地、1筆、168㎡を所有権移転して、自己住宅に転用するものです。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は1ページとなっております。申請理由は、現在、貸家に居住しており、新たに自己住宅を建築するためです。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として敷地の外周にコンクリート擁壁とブロックを設置し、雨水は雨水浸透装置を設け、汚水については合併処理浄化槽を設置して処理する計画です。申請地は鳥屋小学校の西南約1,000mです。

続きまして、收受番号5-1008は、譲渡人が所有する緑区久保沢の農地、1筆、499㎡を所有権移転して、自己住宅に転用するものです。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は2ページとなっております。申請理由は、リニア中央新幹線建設に伴う収用により、新たに自己住宅を建築するためです。農地区分は第3種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と隣地への土の流出等の防止を兼ね、敷地の外周にRC擁壁とコンクリートブロックを設置し、雨水については浸透柵を設け、汚水については公共下水道に接続して処理する計画です。申請地は相模丘中学校の北約30mです。なお、こちらの申請は都市計画法の開発許可との許可日調整をしているところです。

続きまして、收受番号5-1009は、譲渡人が所有する緑区久保沢の農地、1筆、461㎡を所有権移転して、資材置場に転用するものです。現地の状況については、お手元の資料を御覧ください。案内図は、先ほどと同じ2ページとなっております。申請理由は、現在使用している資材置場が手狭となり、新たに資材置場を確保するためです。農地区分は第3種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として土留め鋼板を設置し、雨水については敷地内浸透とする計画です。申請地は相模丘中学校の北約6mです。

続きまして、收受番号5-1010は、譲渡人が所有する緑区三井の農地、1筆、

267㎡を所有権移転して、自己住宅に転用するものです。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は3ページとなっております。申請理由は、自らが居住するための住宅を建築するためです。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、敷地の外周にコンクリートブロックを設置し、雨水については浸透柵を設け、汚水については合併処理浄化槽を設置して処理する計画です。申請地は津久井又野公園の北西約480mです。

続きまして、收受番号5-1011は、借受人の株式会社竹中土木が、貸出人が所有する緑区長竹の農地、4筆、4,138㎡のうち、2,959.17㎡に賃借権を設定し、宿舎、駐車場、資材置場として一時転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は4ページとなっております。農地区分は第2種または第3種農地です。申請理由は、リニア中央新幹線津久井トンネルほか新設工事に係る宿舎、駐車場、資材置場として一時転用し、使用するための申請です。一時転用の期間は、農地への復元期間を含め、許可日から約6年間の計画です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、土留め鋼板を設置し、雨水については碎石敷きによる敷地内浸透とし、汚水については公共下水道に接続して処理する計画です。申請地は津久井ヶ丘幼稚園の東約50mです。

続きまして、收受番号5-1012は、譲渡人が所有する緑区青野原の農地、2筆、419㎡を所有権移転して、駐車場及び資材置場に転用するものです。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は5ページとなっております。申請理由は、自社敷地内での事業上の拡張計画があり、現在使用している資材置場及び駐車場が手狭になるため、新たに資材置場及び駐車場を確保するためです。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、隣地への土の流出防止を兼ね、隣地との境に土留め鋼板を設置し、雨水処理については砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は青野原診療所の東約1,110mです。

続きまして、收受番号5-1013は、借受人の東京電力パワーグリッド株式会社が、貸出人が所有する緑区中野の農地、5筆、2,797㎡のうち、1,110.85㎡に賃借権を設定し、工事用地及び駐車場として一時転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は6ページとなっております。農地区分は第3種農地です。申請理由は、鉄塔建て替えに伴う仮設の工事用地、駐車場として一時転用し、使用するための申請です。一時転用期間は、農地への復元期間を含め、令和3年5月までの計画です。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、ガードフェンス、土のう、木板等を設置し、雨水は敷地内浸透とする計画です。申請地は西メディカルセンターの南西約560mです。なお、申請地のうち、中野1868番1ですけれども、公簿上では436㎡となっておりますが、実測により692.31㎡で、約260㎡上回った数値となっております。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5-1007について、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

15番（榎田委員）

7月30日に調査をしてきました。現地は鳥屋出張所から早戸川上流に向かっていくところで、図面にありますように、道路に面したところが既に宅地として使われておりましたが、今は誰も住んでおりません。宅地の奥の畑を変えて、すぐ隣、譲受人の息子さんが、ここに帰ってきて家を建てるということです。三方向が石垣でぐるりと囲まれて土砂流出や崩れるなどの問題はないと思います。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5 - 1008及び5 - 1009については、城山地区担当委員さん、お願いいたします。

11番（齋藤委員）

7月26日に現地調査しました。案内図の2ページ目ですけど、申請地の一帯は、高尾のほうに向かっていく、下から上に通っている道路ですね。この右側が市街化区域ということで、農地がほとんどないような、今、申請の場所もないようなところでございます。

5 - 1008は、リニア中央新幹線の建設に伴う収用でございまして、現在、譲受人は小倉地区に住んでおられて、そこが引っかかってしまうということで、移転をして自己住宅を建てるということですね。

同じように、5 - 1009は、その引き続きの土地でございまして、この方が事業をしている関係上、資材置場はどうしても必要で設置するというので、案内図を見ていただければ分かりますように、上のほうから下のほうに入る道路、それから、下のほうの相模丘中学校のところにある道路から入る資材置場ということで、斜線になっている申請の左側にきれいに整地された耕作している農地がありますけど、周りは住宅ないし資材置場等々でございまして、リニアの関係がございまして、問題ということではないと思われまので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5 - 1010及び5 - 1011については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

9番（市川委員）

7月26日に現地を見てまいりました。5 - 1010の現地は、又野地区から見まして、名手橋を渡り、そのままかなり上っていきまして、上まで行って三井に通じる道のところですけど、三井は災害のために通行止めで、その行く途中でお寺の前を通過して、その道の下に現地があります。結構、イノシシが荒らして、写真を見てもらうと分かるんですけども、結構、凸凹してました。境界を確認して、問題はないのではないかと思われるので、よろしく御審議ください。

続きまして5 - 1011、7月26日に現地を確認してまいりました。リニア中央新幹線の工事に伴う宿舎、駐車場、資材置場等の土地収用に係る案件で、現地はこの4月までは結構きれいに耕作されていたと思われるんですけども、それ以降、耕作されていません。あまり問題はないのではないかと思われまので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5 - 1012については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

2番（八木委員）

7月27日に現地を視察してまいりました。前回の総会に出てきた4条、5条の案件に関連するものですが、今回、5条の申請ということで見てきました。農地の現状についてですが、道路を挟んで2か所になります。長雨の影響だとは思いますが、草はちょっと多めだったかなと。差し当たって、特に問題は感じなかったんですが、94番の3番については、四方に農地がある状態なので、雨水とかの類いが流出しないように留意していただければと思いますので、そこも踏まえた上で、今回の地権者をお願いできればと思います。

以上です。審議のほう、よろしくお願いいたします。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5 - 1013については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

12番（菱山委員）

7月26日に現地調査へ行ってみりました。鉄塔の建て替えに関わる一時転用ということで、事務局の説明どおり、何ら問題ないと思いますけど、現地写真の中で、道路から1mほどへこんだ形で写った部分がありますけど、大きいトラックが入れないというか、回れない形で、この部分も転用になっていますので、確認いただいた上で、皆さんの御審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第24号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程2議案第24号については、原案のとおり決定いたしました。

日程3 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議案第26号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程3議案第25号、日程4議案第26号につきましては、関連議案になりますので、2議案を一括して議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

それでは、議案第25号、議案第26号を一括して議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、津久井事務所の案件ですので、私から説明させていただきます。

まず、6ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1004は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和2年7月31日提出。相模原市農業委員会会長。

7ページを御覧ください。

收受番号3-1004は、緑区鳥屋に住む譲受人が、同じく緑区鳥屋に住む譲渡人の所有する農地を姉妹間で財産整理を行い、当該農地の営農を安定的に継続するため、所有権移転を受ける申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は7ページとなっております。申請地は鳥屋の畑、1筆、300㎡です。今後の作付は露地野菜の栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しております。全部効率利用要件については、経営農地4筆、1,316㎡全て適切に管理されていることを確認しており、この後、御説明いたします議案第26号の利用権設定400㎡を受けることにより、下限面積要件の2,000㎡以上を満たすこととなります。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が100日でありませんが、夫が200日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、8ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第26号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号2-1012は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和2年7月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、関連議案の2件目について御説明いたします。9ページを御覧ください。

整理番号 2 - 1 0 1 2 は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は 8 ページを御覧ください。契約期間は 3 年 5 か月、件数は 1 件、2 筆、面積は 1,184 m²のうち、400 m²です。こちらの世帯は、前段御説明を差し上げました議案第 25 号の所有権移転 300 m²を受けることにより、下限面積要件の 2,000 m²以上を満たすこととなります。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号 3 - 1 0 0 4 については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

15 番（榎田委員）

7 月 30 日に現地を確認してまいりました。この方は、大変意欲的に、何年も前から農業に携わっておりまして、トラクターで自分のところだけではなく、手が足りない時に耕うんを手伝っていたとのこと。譲受人は今回、譲渡人の妹さんです。それから、利用権設定する方の親戚になり、そちらの手伝いもしていました。今回、事務局の説明のとおり、農地が 1,316 m²ということで 2,000 m²に満たないので、利用権設定で借り受けるという形で、全部で 2,000 m²以上になりますので、安定した農業ができるものと思っております。御審議よろしくお願いいたします。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

ただいま 2 議案を一括して説明を行いました。採決につきましても一括とすることで御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 25 号、議案第 26 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程 3 議案第 25 号、日程 4 議案第 26 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第27号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程5 議案第27号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、10ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第27号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号2-1013は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和2年7月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、津久井事務所管内の1件について御説明いたします。11ページを御覧ください。

整理番号2-1013は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は9ページを御覧ください。契約期間は3年5か月、合計で1件、2筆、1,444㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第27号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程5 議案第27号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 6 議案第 28 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程 6 議案第 28 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、12 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 28 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 2 - 14 から 2 - 15 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 2 年 7 月 31 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、13 ページを御覧ください。案内図は 10 ページ、11 ページを御覧ください。

整理番号 2 - 14、2 - 15 は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、相模原市農業協同組合の仲介により農業者に貸し出す農地を借り入れるため、利用権の設定を受けるものです。件数 2 件で、2 筆、面積は 1,516 ㎡です。なお、整理番号 2 - 15 は、神奈川県農業公社が相模原市農業協同組合の管理の下、中間保有します。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 28 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程 6 議案第 28 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第29号 農用地利用配分計画の作成について

議長（八木会長）

続いて、日程7議案第29号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、14ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第29号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号2-11及び2-1004は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、令和2年7月1日付けで相模原市長及び令和2年7月8日付けで相模原市農業協同組合代表理事組合長から意見を求められたので同意するものとする。令和2年7月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、15ページを御覧ください。本庁分を説明します。案内図は10ページを御覧ください。

整理番号2-11は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すことについて、相模原市長から指定を受けた相模原市農業協同組合から利用配分計画の作成に関する意見を求められているものです。件数は1件で、1筆、面積は1,006㎡です。

本庁分は以上です。

事務局（松浦所長）

続いて、津久井事務所管内の1件について説明します。同じく15ページを御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。

整理番号2-1004は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が事業者へ貸出しを行う利用配分計画の案件で、相模原市長から農業委員会の意見を求められているものです。耕作者は、経営規模拡大のため、農地を確保するものです。件数は1件、1筆、面積は900㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第29号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程7議案第29号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 議案第 30 号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の

点検・評価並びに令和 2 年度の目標及びその達

成に向けた活動計画について

議長（八木会長）

続いて、日程 8 議案第 30 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、16 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 30 号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について。農業委員会等に関する法律第 37 条に基づき、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画を決定し、公表するものとする。令和 2 年 7 月 31 日提出。相模原市農業委員会会長。

続きまして、17 ページから 27 ページを御覧ください。議案第 30 号については、既に 6 月の全員協議会でお示ししている内容でございます。令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価につきましては 17 ページから 24 ページでございます。担い手への農地の集積や遊休農地の発生防止、解消への取組などを集計したものでございます。また、令和 2 年度の活動計画につきましては、25 ページから 27 ページでございます。同じく、担い手への農地の集積や遊休農地の発生防止、解消への取組などの活動計画でございます。策定、公表までの経過ですが、6 月 12 日付の通知による農政運営委員会及び 6 月 19 日付の通知による相模原市農地利用最適化推進委員連絡会、それぞれ書面開催において意見聴取をしまして、6 月 30 日の全員協議会で検討を行った結果、一部修正した案で承認いただきました。そこで、本日の総会で御決定いただき、農業委員会等に関する法律第 37 条に基づき、市ホームページ等に公表するとともに、県を通じて、国の関東農政局に報告することとなります。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

4 番（古木委員）

今、数値だけが入っているんだけど、もう 5 年やっているんで、グラフ等で表示できませんか。

事務局（鈴木次長）

この様式のお話をされていると思うんですが、全国一律の様式を使って公表している状況でございます。

4 番（古木委員）

そういうことですか。はい、分かりました。

議長（八木会長）

ほかにございませんか。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第30号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程8議案第30号については、原案のとおり決定いたしました。

**日程 9 報告第 19号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明に
ついて**

日程 10 報告第 20号 農地所有適格法人の報告について

**日程 11 報告第 21号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地
利用状況の報告について**

日程 12 報告第 22号 非農地証明書の発行について

**日程 13 報告第 23号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報
告について**

**日程 14 報告第 24号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告に
ついて**

議長（八木会長）

続きまして、報告案件に移ります。

日程 9 報告第 19号から日程 14 報告第 24号についてとなりますが、第 20号及び第 21号、第 23号、第 24号について、事務局に補足説明をいたさせます。

事務局（松浦所長）

それでは、報告案件の日程 10 報告第 20号についてですけれども、農地所有適格法人の報告のうち、39ページから50ページに掲載の津久井事務所管内、株式会社アグレアからの報告書について補足いたします。

こちらの法人は、今回、3年分の報告書がまとめて提出されております。提出が遅くなっていましたこと、誠に申し訳ありませんでした。この件につきまして、事務局では、これまでも機会を捉えて電話や通知で提出するよう求めてまいりましたが、代表者が多忙であった、また、体調不良の期間があったなどで、今まで提出できなかったものです。今回は、特に6月以降、電話連絡や直接訪問などにより提出を求め、このたび、報告案件として総会への提案に至ったものです。書類の提出に当たり、事業者に対しては、報告書はきちんと提出することなどを改めてお話しし、今後はこのようなことがないように、窓口においてお伝えいたしました。なお、所有適格法人としての要件については、3年分とも全て要件を満たしていることを事務局で確認しております。事務局としても、今後このようなことに至らないよう、さらに注意してまいります。誠に申し訳ありません。よろしく願いいたします。

私からは以上です。

事務局（伊藤担当課長）

続きまして、55ページの解除条件付き利用権設定の報告です。東京グリーンシステムズ株式会社からの報告の補足説明です。58ページの報告に係る土地の所在等ですが、今回の報告では、緑区大島の農地、2筆のみとなっております。皆さん御承知のように、当該法人は緑区小倉に多大な農地を耕作しておりますが、この小倉の農地は、順次、農用地利用配分計画へ切り替えておりますので、解除条件付き利用権は、今回の大島の農地、2筆になってしまったためです。今後は、新たに設定された農地法第6条の2の規定による報告の提出を求める方向で調整してまいります。

続きまして、70ページの相続等による農地の権利取得届出の受理の報告についてです。72ページの津久井事務所管内の届出では、農業委員会によるあっせんの希望がありましたので、今後、地区担当委員さん、推進委員さんと津久井事務所とで耕作者に結びつけたいと考えておりますので、御協力をお願いします。

最後に、73ページの市街化区域内農地の転用届出の受理の報告についてです。78ページを御覧ください。

收受番号49から81ページの收受番号65までの17件、27筆、面積にしますと合計で16,602㎡という届出がございますが、これにつきましては、同一法人が花ヶ谷戸地区の区画整理に伴い、工業用地の造成を行うため、転用されるものです。また、農地以外の地目を含めると、総事業面積は約4.9ヘクタールとなります。

以上で補足説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。日程9報告第19号から日程14報告第24号について、御発言がございましたら、お願いいたします。

11番（齋藤委員）

36ページの経営面積ですけど、畑のところは0.1ヘクタール（1.2ヘクタール）になっています。これは売上也結構大きいところですけど、相模原に関連しているのは0.1ということですか。

事務局（伊藤担当課長）

そうです。1.2については八王子で耕作している面積になります。

11番（齋藤委員）

売上高は全部トータルで記載されているということですね。

事務局（伊藤担当課長）

そうでございます。

11番（齋藤委員）

分かりました、ありがとうございます。

議長（八木会長）

ほかにございますか。

よろしいですか。

それでは、以上で日程9報告第19号から日程14報告第24号を終わります。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第17回総会を終了いたします。